



国際情勢の中で 『憲法改正』問題を考える

2022年5月7日 徳島弁護士会

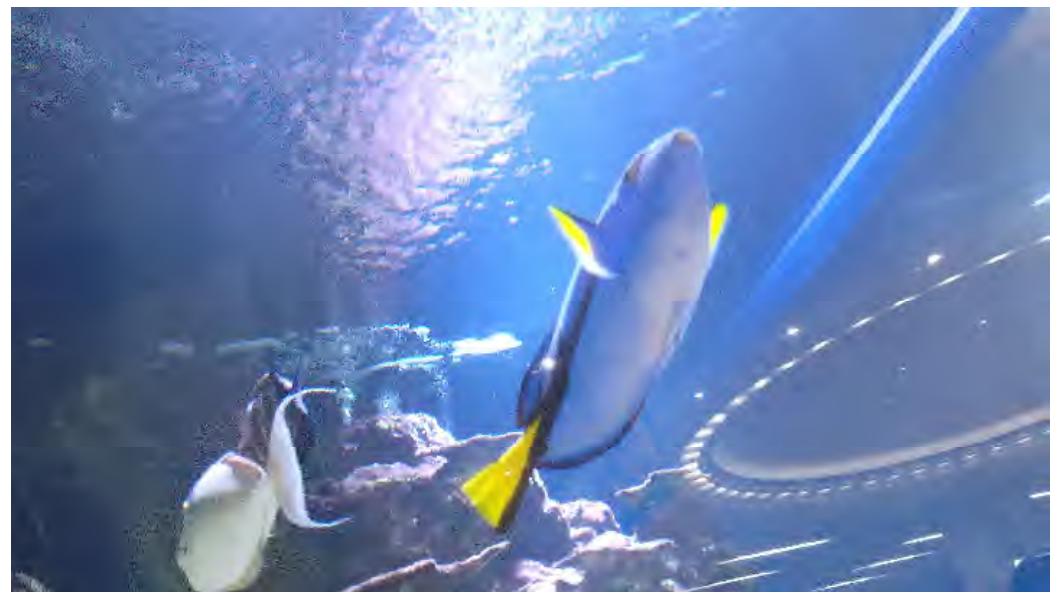
木村草太

目次

- 1 武力行使をめぐる国際社会の動き
- 2 日本国憲法の平和主義
- 3 憲法9条の現在

1 武力行使をめぐる 国際社会の動き

国際法の発展
近年の国際紛争の流れ



国際法における戦争・武力行使の位置づけ

時代	ポイント
19世紀～ 20世紀初頭	無差別戦争観 戦争自体は合法 軍事同盟の勢力均衡
20世紀前半	不戦条約と 二度の世界大戦 1914～1918 WW1 1939～1945 WW2
20世紀後半	国連憲章 戦争違法化 集団安全保障 + 自衛権

- 19世紀：戦争のルール化
- 20世紀前半：不戦条約の試み
- 20世紀後半：侵略の禁止

近年の国際紛争の歴史

1998年 コソボへのNATO空爆

2001年 911テロ アフガニスタン戦争

2003年 イラク戦争

2008年 南オセチア紛争

2014年 クリミア編入

2015年 ISIL活動最盛期

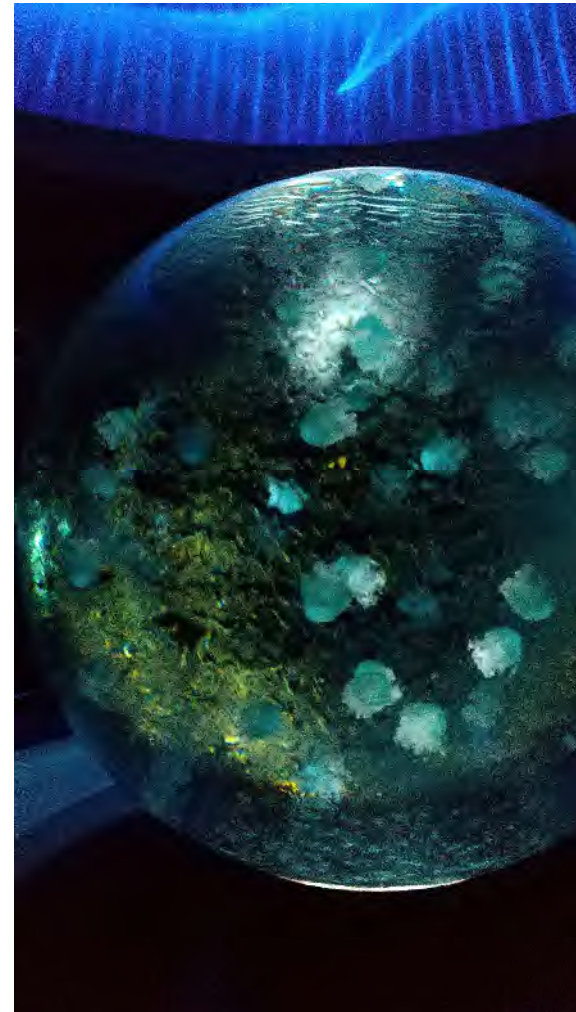
2022年 ウクライナ侵攻

安全保障の課題

- ・ テロ対策
- ・ 国家の実力による現状の変更

2 日本国憲法の 平和主義

憲法9条の意義
憲法9条は何のためにあるのか



憲法9条の趣旨

日本国憲法 第九条

1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、**国際紛争を解決する手段としては**、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、**陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない**。国の交戦権は、これを認めない

<第一論点：9条の禁止範囲は？>

A 説：「**国際紛争解決のための**」武力行使、戦力保有の禁止。

→武力行使を行う場合の責任者・手続などが不明。

B 説：あらゆる武力行使の禁止（政府見解・通説）。



<第二論点：9条の例外を認める根拠はあるか？>

B 1 説：例外規定は存在しない

→個別的自衛権・自衛隊違憲説

B 2 説：憲法13条が根拠となる

→個別的自衛権・自衛隊合憲

政府の9条解釈

憲法第9条はその文言からすると、

国際関係における「**武力の行使**」を一切禁じているように見えるが、

憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や

憲法第13条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は

国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、

……**憲法第9条の下で例外的に許容される「武力の行使」**（がある）

（2014年7月1日閣議決定

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」より）

政府が例外として許容する武力行使の範囲

- 憲法第9条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることを禁じているとは到底解されない。一方、この自衛の措置は、あくまで**外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置**として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。

(2014年7月1日閣議決定)

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」より)

自衛隊法76条1項の防衛出動

1号 武力攻撃事態

我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

2号 存立危機事態

我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、**国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある**事態

防衛行政の根拠規定

第七十三条

内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- 二 外交関係を処理すること。
- 三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
- 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。
- 五 予算を作成して国会に提出すること。
- 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
- 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること

<統治機構の基本原則>

国民主権原理



国家機関は、

憲法を通じ、国民が負託した権限しか行使できない。



集団的自衛権を行使するための

海外派兵は、どの権限なのか？

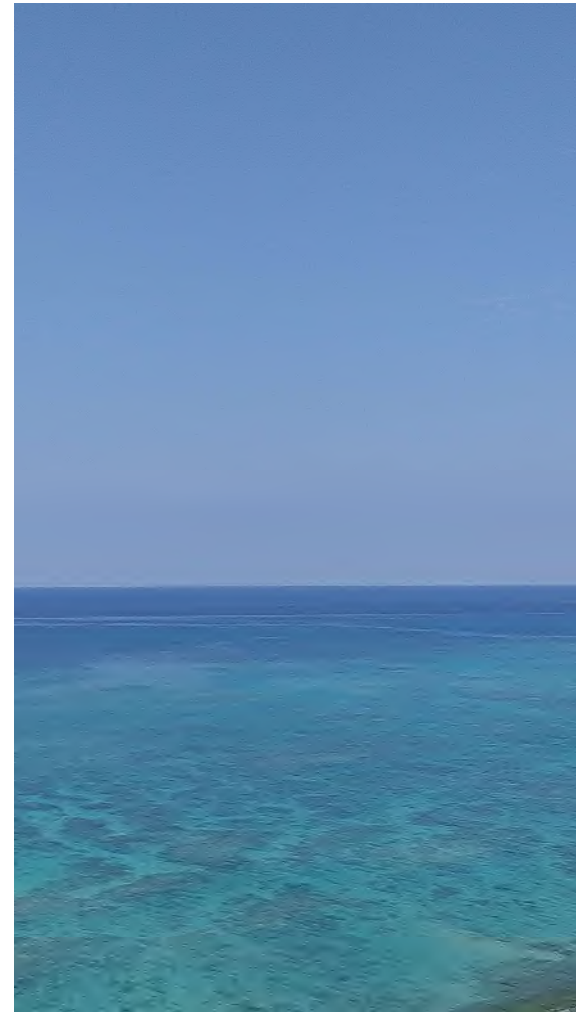
参考 明治憲法下の軍事権

【大日本帝国憲法の軍事権関係規定】

- 第10条天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル
- 第11条天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
- 第12条天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
- 第13条天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス

3 憲法9条の現在

敵基地攻撃能力
周辺国での有事
何を考えるべきか



憲法9条の現在

2022年3月下旬～4月

- 日本と密接な関係にある国が他国から攻撃を受けた場合、日本が攻撃されていない場合でも、日本の存立が脅かされる危険があると政府が判断した場合に限り、自衛隊は一緒に戦うことができます。これを、集団的自衛権の限定的な行使といいます。**万が一、アメリカと、日本周辺にある国との間で戦争が起きた場合**、この集団的自衛権の行使について、あなたはどうすべきだと思いますか。

朝日・東大世論調査

行使すべきだ 21%

どちらかと言えば行使すべきだ 37%

どちらかと言えば行使すべきではない 30%

行使すべきではない 9%

憲法9条の現在

2022年3月下旬～4月

朝日・東大世論調査

- ◆ 日本の防衛政策は、「専守防衛」の方針をとっています。**専守防衛とは、相手から攻撃を受けた時に初めて反撃し、その反撃の方法や装備は「自衛のための必要最小限度に限る」という立場のことです。**日本が専守防衛の方針を今後も維持するべきだと思いますか。見直すべきだと思いますか。

今後も維持するべきだ 68%

見直すべきだ 28%

憲法9条の現在

2022年3月下旬～4月 朝日・東大世論調査

- あなたは、**憲法第9条**を変えるほうがよいと思いますか。変えないほうがよいと思いますか。

変えるほうがよい 33%

変えないほうがよい 59%

国民世論の大勢（2022年版）

憲法9条と専守防衛の下なら

自衛隊を憲法に書いてもいいし、

（周辺事態での後方支援くらいの範囲で）

集団的自衛権を行使してもいい。

憲法9条の現在

2022年3月下旬～4月 朝日・東大世論調査

- 自民党は、憲法9条の1項と2項をそのままにして、**新たに自衛隊の存在を明記する憲法改正案**を提案しています。あなたは、こうした9条の改正に賛成ですか。反対ですか。

賛成 55%

反対 34%

国際情勢と日本国自身の防衛政策

個別的自衛権の領域

反撃能力とは？

国際法・憲法上、

いつから自衛権を行使できるのか？



武力攻撃への**着手時点**

先制攻撃：相手の武力攻撃着手前

→これをやるわけではない。

自衛権：武力攻撃着手後

→日本の領域内・公海での武力行使

→**相手国の領域内**での武力行使

これを従来、敵基地攻撃能力。

反撃能力と言ってきた。

国際情勢と外国防衛への協力 集団的自衛権

朝鮮半島有事

米韓軍と北朝鮮の衝突。

→北朝鮮があえて日本を

交戦対象から外した場合の対応。

台湾有事

台湾と中国本土の衝突

→中国があえて日本を

交戦対象から外した場合の対応。

台湾有事独特の問題

台湾は、中国に

個別的自衛権を持っているのか？

2021年7月5日

麻生太郎自民党副総裁発言

ウクライナ情勢を受けて考えるべきこと

日本が侵略されないために

- 1 防衛体制
- 2 侵略の口実への細心の注意
ネオナチ、自国民保護、大量破壊兵器
- 3 諸外国との友好・信頼関係
- 4 周辺国との信頼関係と「信頼関係」

日本が侵略しないために

ロシアに足りないのは9条
…なのか？